

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町教育委員会

公表日

令和8年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法により、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条第1項～第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表第一欄 155 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱う業務を明確にし、漏えい・滅失等を防止するため、ダブルチェックを行うこととし、人為的ミスを発生させないよう取り組んでいる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱う業務を明確にし、漏えい・滅失等を防止するため、ダブルチェックを行うこととし、人為的ミスを生じさせないよう取り組んでいる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 こども育成課	①部署 こども未来課	事後	変更後速やかに提出
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 野田 敏彦	②所属長 日吉 泰裕	事後	変更後速やかに提出
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 日吉 泰裕	②所属長 深澤 恭子	事後	変更後速やかに提出
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務概要	②事務概要「申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。」を追加	事前	システムのプログラミング開始前に提出
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称	③システムの名称「サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)」を追加	事前	システムのプログラミング開始前に提出
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 深澤 恭子	②所属長 大塚 知之	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	評価実施機関における担当部署	②所属長 大塚 知之	②所属長 こども未来課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何らか	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価の再実施
令和2年7月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和5年1月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	変更後速やかに提出
令和5年1月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会:番号法第19条7号、別表第二の第13、116項 提供:なし	照会:番号法第19条8号、別表第二の第13、116項 提供:なし	事後	変更後速やかに提出
令和5年1月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和5年1月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和8年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合死名システム 中間サーバーソフトウェア サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	子ども子育て支援システム 統合死名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第8、94項	番号法第9条第1項、別表第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条 第1項～第7項	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会:番号法第19条8号、別表第二の第13、116項 提供:なし	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表第一欄 155 ■情報提供は実施しない	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である ■判断の根拠	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	IV リスク対策 9. 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(項目なし)	十分である	事前	評価の再実施
令和8年2月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(項目なし)	個人情報を取り扱う業務を明確にし、漏えい・滅失等を防止するため、ダブルチェックを行うこととし、人為的ミスが発生させないよう取り組んでいる。	事前	評価の再実施